

## 一般社団法人越谷アウトドアクラブ会員資格規程

### 第1章：目的

第1条：本規程は、本会の会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規程とする。

### 第2章：正会員

#### 第1条：

- 1 正会員はクラブミーティング（毎月第一金曜日）に必ず参加するものとし年12回あるミーティングに9回以上の参加を義務とする。
- 2 年1回のサマーキャンプには特別な理由がない限り必ず参加する。
- 3 目的達成の為にミーティングで決まった事業やイベントなどには積極的に参加する。
- 4 正会員は月1回の理事会に参加できる。
- 5 正会員は退会届の提出がない限り次年度継続となる。  
※退会届は必ず12月末までに届け出するものとする。

#### 第2条：入会規定

- 1 正会員として入会しようとする者は、4か月内に3回以上、本会の会合に出席の上所定の入会申込書を理事長に提出する。
- 2 入会申込書には、正会員2名の推薦を要する。
- 3 入会の承認は理事会において審議するものとし、承認には総正会員の3分の2以上の賛成を要する。
- 4 入会が承認された者は、会費の納入をもって正会員となる。但し、入会承認後1ヶ月以内に会費の納入をしない場合、承認は無効とする。

第3条：年度の途中で入会を承認された者の会費は、承認当月を含む月割の額とする。

### 第3章：賛助会員

#### 第4条：

- 1 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出する。
- 2 入会の承認は総会において審議するものとし、承認には出席した正会員の過半数の賛成を要する。
- 3 入会が承認された者は、会費の納入をもって賛助会員となる。但し、入会承認後1ヶ月以内に会費の納入をしない場合、承認は無効とする。

第5条 賛助会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。

- 1 法人賛助会員は、理事会の承認がある場合に限り、複数人を会合に参加させることができる。

第6条 賛助会員は、議決権を有しない。

#### 第4章：会費の納入

第7条 正会員の会費は、年12万円とする。

第8条 賛助会員の会費は、年3万円とする。

第9条 会費は、入会初年度は入会承認から1ヶ月以内に、翌年度以降は毎年1月末日迄に納入しなければならない。  
但し、正会員の入会翌年度以降の会費は1月末日と6月末日までの2期に分納することができる。

#### 第5章：退会・除名

第10条：

- 1 会員は、定款第9条の規定に従い、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。  
(途中退会の場合の年会費の返金はなしとする)
- 2 理事長が退会届を受理した日をもって、退会届提出の日とする。
- 3 会員規約に違反または会の名誉を毀損し目的に反する行為をした場合は理事会の判断で除名とする。

#### 第6章：規程の変更

第11条 本規定の変更には、理事会の決議を要する。